

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 令和3年5月27日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき14・15）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和3年5月27日（木）午前10時00分

- 1 会議録の承認
  
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について  
「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和2年度の取組状況について
  
- 3 審議案件  
教委第6号議案 学校規模適正化等について  
教委第7号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について  
教委第8号議案 教職員の人事について
  
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長 ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。本日も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。4月23日の会議録の署名者は中上委員と四王天委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、5月13日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長 【一般報告】

#### 1 市会関係

- 5/18 本会議（第1日）役員改選
- 5/19 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 5/21 本会議（第2日）議案上程、質疑、付託

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月18日に本会議1日目が開催され、役員改選が行われました。

5月19日に、市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催され、常任委員のメンバーが変わり初めての委員会ということで、中上委員、四王天委員、大塚委員が出席し、教育長より御紹介いたしました。

また、令和3年度の事業概要について教育長より説明をいたしました。

5月21日に、本会議2日目が開催され、議案上程、質疑、付託が行われました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 5/15 菅田の丘小学校 開校式

##### (2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和2年度の取組状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、5月15日に菅田の丘小学校の開校式が行われ、鯉淵教育長が出席し、挨拶いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」

次に、2点目、「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度 of 取組状況について」報告をさせていただきます。私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、次の「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告をいたします。お手元の資料の1ページです。

「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。前回5月11日の報告以降の教職員の感染者は9人、児童生徒の感染者は44人、感染者が発生した学校は合計48校です。

なお、5月25日現在ですが、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は131人、児童生徒の感染者は792人の合計923人となっています。感染者が発生した学校は355校となっております。

下の表のとおり、学校からの報告を基にしました学校関係者の感染状況については、先週までの状況としては増加傾向が続いております。また、児童が感染した件において、保健所の指示によって学校外での活動に関係した複数校の児童33名がPCR検査等を受検し、全員陰性となったケースがございました。

引き続き、地域や保護者等の協力も得ながら健康観察、感染症対策を講じて教育活動を進めてまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。資料の2ページでございます。

私からは、「2 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について」、御説明いたします。

現在、神奈川県内の横浜市を含む17市町は、4月20日から5月31日までを期間として、まん延防止等重点措置の適用区域となっております。市立学校においては、感染予防措置を十分に講じながら慎重に教育活動を継続しております。

6月1日以降の対応について、現時点で政府、神奈川県による正式な方針決定はありませんが、仮に、まん延防止等重点措置の適用が延長となった場合は、原則として市立学校における現在の対応を継続することといたします。

資料の枠囲みの中ですが、「市立学校の教育活動における感染予防の主な取組」ですが、5月13日の定例会で御説明させていただいた内容に継続して取り組んでいくということでございます。

なお、水泳の授業の取扱いについては、スポーツ庁、文部科学省の通知や、児童生徒の学習機会の確保の観点から、各学校において丁寧に健康観察や健康診断を行い、家庭や児童生徒との健康面についての共通理解を図った上で、学校の実態や状況に応じて可能な範囲で授業を実施いたします。

各学校では、学校のプールの大きさや在籍する児童生徒数など、様々状況が違うため、水泳の授業を実施する場合の対象学年、水泳指導を行う教員体制などを考慮し、実施の可否について検討しています。実施の場合は、プールサイドや更衣場所における適切な距離の確保や、感染症防止対策を含めた安全な水泳授業の実施のための人の配置についてシミュレーションを重ねています。

続けて「3 臨時休校となった際の対応」についてですが、感染者が確認された等により臨時休校が行われた場合に備え、1年間を通して、学習動画とプリント等をセットにした学習動画パッケージをロイノート・スクールで活用できるようにしました。令和2年秋、冬に作成した360本に加えて、春から夏の単元の学習

動画を約330本作成し、全学年、全教科等で活用可能なコンテンツを整え、臨時休校時や欠席児童に対して活用できるように通知をしたところでございます。私からは以上でございます。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

報告いつもありがとうございます。一つ確認なのですが、新型コロナウイルス感染症の発生状況についてはこのような報告を頂いているのですが、以前に感染された方は順調に全員復帰されているのでしょうか。100%回復されて、戻っていらっしゃるのかということを確認したく、質問させていただきました。

前田人権健康  
教育部長

これまでの学校関係者の感染の状況ですけれども、児童生徒については学校に戻ったということで、人権上の配慮も含めて丁寧に対応しており、その後の健康の状況についても何か問題があるということは聞いてございません。

古橋教職員人  
事部長

教職員人事部長の古橋でございます。教職員の感染後の状況でございますが、昨年度になりますけれども、教職員につきましては3名の方が復帰せず、退職をされております。そのうち1名の方は感染後、お亡くなりになっております。

鯉渕教育長

よろしいですか。ほかにもございますか。

中上委員

最近の新型コロナウイルス感染症の状況では、インド株にどんどんシフトしてきている、東京都などでもゲノム解析の数は少ないですがインド株が出てきていると言われております。横浜市でそこら辺のインド株の情報というのはあまり聞いていないですけれども、何か把握していますか。

前田人権健康  
教育部長

保健所の方とは、随時、連絡会を行っているのですが、基本的に変異株、インド株を含めて、学校に関わる場所の感染状況の情報については聞いてございません。

基本的に学校関係者については、これまでの感染対策をしっかりやっていくということで、変わらず取り組んでまいりたいと思っております。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。ほかにもございますか。

大塚委員

報告ありがとうございます。子どもたちの方も次は自分が感染するんじゃないかなとか、これから先、どうなっていくのかなという不安を抱えている子どもたちもたくさんいると思います。大人が冷静になっていかななくてはいけないと自分でも思っているのですが、やはり身近なお友達がかかったときに、「感染した人は誰だろう」とか、どこの人ということを詮索するのではなくて、「お大事に」という言葉を、具体的に子どもがそういう言葉を持って学んで、そして、お友達に実際にそういう声掛けをするという、そういう言葉を子どもたち自身に持たせていってほしいとすごく思っています。そういうときに、横浜プログラムがまた有効活用されていくのではないかと期待をしています。

また、新型コロナウイルス感染症が最初に世界で発生したときに、WHOが中国という国名を付けずに、正式名称でCOV I D-19、そういう名称を付けたのです。それは中国に対する偏見、差別というものを避けるということが目的だったのだらうと思います。最近の変異株にいろいろな国の名前が冒頭に付くようにな

りました。それは、変異株の区別のため必要だということは理解できますが、特に学校現場では、恐らくもう十分やっつけらっしゃると思うのですが、その国に関わる子どもたちへの配慮を、改めてその点についての発信は続けていただきたいと思います。意見です。

木村委員

水泳の授業のことなのですが、やはりこれは子どもたちが一番楽しみな授業で、ただ、なかなか昨年度はできなかったこともあるのですが、今、各学校でその状況によって実施の可否を判断しているということなのですが、一つは既にやらないと決めたところはあるのかどうか。

二つ目として、水泳の授業を行うときに着替え、プールサイド、あるいは水の中、いろいろな場面がありますけれども、一番危険性が高いのはどこなのでしょう。

石川学校教育  
企画部長

具体的に、水泳の授業の実施の可否について調査をしているわけではございませんので、数は把握しておりません。中止しているところがあるかどうかということは現時点では私どもも把握しておりません。

ただ、報道等でまん延防止等重点措置が延びるのではないかなというお話もあって、各学校も6月中の教育活動について、水泳は主に6月後半から始まるものですから、慎重に今、検討しているところだと思います。

あと、感染予防に関して言えば、もちろん、水泳中はマスクを外す活動になると思いますので、それも気を付けなければならないことの一つではありますが、着替えの時ですとか、移動の時ですとか、これは部活動も同じなのですが、授業の前後の時間帯でマスクを外しておしゃべりをしたりとかということについて、これは、各学校はかなり神経を使って指導しているのではないかと思います。

木村委員

分かりました。楽しみな授業ではありますけれども、やはりしっかりしたエビデンスを捉えた上で安全面を確保してやるべきだと思います。分かりました。

中上委員

今の水泳に関してなのですが、仮に今後、水泳の授業ができないとなった場合、直接、教育委員会がそちらに向かっては言えないと思うのですが、民間のジムといいますかフィットネススクール等でも、子どもさんへの自粛要請なのか分かりませんが、そこら辺の対応というか、ジムだとか、あるいはスイミング（クラブ）とかでクラスターはしっかり気を付けておられるようなので、クラスターは今確か出ていないと思いますけれども、そういう場合を想定したときに何か対応は考えておられますか。

石川学校教育  
企画部長

スイミングクラブ等民間の業者に対して、何か教育委員会として発信をすることはなかなか難しいと思うのですが、また、あと一つ、スイミングクラブですとかスポーツクラブとかは、子どもの数だとか、施設の広さだとかというのはそれぞれかなり違います。多分、スイミングクラブは、人数ですとか距離ですとかということをも十分考慮しながらやっているのではないかと思います。今のところ、スイミングクラブでクラスターが起きているという報道は、私たちは承知しておりません。

森委員

「3 臨時休校となった際の対応」のところに書いてあります、ロイロノート・スクール及び学習動画についてです。実際にロイロノート・スクールを使ってテストをしてくださいという連絡が学校から来て、健康観察などもそれを通し

て行うなどというテストも先日、実際にわが家でもしたところでございます。

こういった動画が690本揃ったというところで、例えばこれは新しく先生になられた方への教育に使えるだろうとか、この動画の使い方のいろいろなバリエーションというのが、今もし何かお考えがあれば教えていただきたいと思いますことと、今、欠席児童に対して活用できるように通知しましたとありましたが、例えば濃厚接触で、全校でなくても一部の生徒が休んだ場合、見られるようにということだと思っております。その場合、今の単元を動画として生徒がダウンロードできるように、先生がフォルダーに入れるといったような形なのかとか、少しそこら辺の具体的なイメージを教えていただければと思います。

山本教育課程  
推進室長

教育課程推進室長の山本です。まず、どういうふうに活用できるかということなのですが、それぞれの学校が1年間通して活用できる本数は整えましたので、それぞれの学校から担任の先生が、欠席している児童生徒でそういったものがもし必要な場合には、その子どもたちに送って、家でも学習できるようにとか、今、御質問していただいたように、欠席の場合の学習保障だけではなくて、初任の先生たちもこういった学習を見ることによって、どういう発問をしたら良いとか、あと単元を通してどういう展開をしていったら効果的に教えられるかという人材育成の面でも、今後は活用できるのではないかと考えております。

子どもたちは端末を家に持ち帰っているわけではないのですが、家の端末に送られたものについては、子どもたちが家の方で保存するということもできます。

森委員

では、全教科動画が揃っていれば、今の単元のものだけを先生が指定して見られるようにして、それを児童が見られるというイメージですね。

山本教育課程  
推進室長

補足で、教育委員会としては1年間網羅できるようにということで、約690本の動画を作ったのですが、今、それぞれの学校で取組を始めましたので、その動画を基に先生が今度は担任の先生によってアレンジしたり、自分なりのものを作ったり、子どもたちに宿題で出したりといったことも報告は受けています。

森委員

それはすごく良い取組ですね。ありがとうございます。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。ほかになければ次の「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度取組状況について」所管課からご報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度取組状況について」、平成29年3月に公表しました、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目、34の取組について、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図りながら、学校と教育委員会事務局が一体となって取組を進めています。

学校の取組と、教育委員会事務局の取組、この二つの視点で令和2年度取組状況を報告いたします。人権教育・児童生徒課長の宮生より報告させていただきます。

宮生人権教育・児童生徒  
課長

人権教育・児童生徒課長の宮生でございます。よろしくお願いたします。それでは、資料を御覧ください。

まず、「1 学校の取組」を御覧ください。「① 『学校いじめ防止対策委員

会』による組織対応の徹底」です。令和2年度のいじめ認知件数は右のグラフにあるとおり、暫定値になりますが5,567件と、前年度に比べ63件減少しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一斉臨時休校期間を除くと、9月から2月の6か月間の認知件数は前年度に比べ増加しており、各学校は、いじめの早期発見に向け、学校いじめ防止対策委員会による積極的な認知に努めた結果と考えられます。

毎月1回以上の学校いじめ防止対策委員会の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、解決に向けて学校での組織的な対応に努めています。

また、認知した事案に対し、当該児童生徒の思いを丁寧に聴き取る中で、事案に至る背景を多面的に分析するなど、実効性のある対応、適切な支援・指導を行うことにより早期解決につながるよう組織的対応の強化に取り組んでいきます。

いじめ重大事態調査については、2年度は調査報告がまとまった4件について、公表ガイドラインに基づき調査結果を公表しました。

続いて、「② いじめ再発防止のための教職員研修の実施」です。学校での組織対応の中心となる校長や児童支援、生徒指導専任教諭を対象に、いじめ重大事態の調査結果である公表版を活用し、各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣する研修は、新型コロナウイルス感染症拡大のためeラーニングで行い、学校において研修で学んだことを生かして、道徳の授業や、学級活動、人権研修等を行いました。右側を御覧ください。

続いて「③ 子ども主体のいじめ未然防止の取組」です。まず、「横浜子ども会議」では、「『だれにとっても』居心地のよい学校づくり」をテーマに、中学校ブロック単位で年間を通じて活動しました。その様子を「いじめ防止啓発月間スタートイベント」で上映や展示を行い、「いじめ問題」を自分事として捉えることが重要だと訴えました。枠内に小山台中学校ブロックでの取組を記載していますので、後ほど御覧ください。

続いて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の活用推進」です。6月の学校再開に当たり、集団生活から離れていた子どもたちがスムーズに日常の学校生活に慣れ、仲間との素晴らしい関係づくりを進められるよう、横浜プログラムの中から学校再開スタートプログラムと再編し、全校に発信しました。

裏面を御覧ください。

「2 教育委員会事務局の取組」です。主な取組を3点御報告いたします。

「① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援」です。「指導主事による支援」では、学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や、課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。

また、電話、面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

「スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援」では、課題解決支援チームの一員として、保護者の心情に寄り添い、そのニーズを代弁したり、当事者間の関係性に着目したりすることで課題整理を行い、福祉的な側面から解決に向けた支援や再発の防止等を行っています。なお、学校担当主事とSSWとの具体的な支援例も記載しておりますので、後ほど御覧ください。

「法律の専門家による支援」では、法律的な視点からの解決が必要な場合に、積極的に弁護士による法律相談を活用し、的確かつ迅速な課題の解決や、円滑な学校運営の支援に寄与しています。

続いて「② 学校では解決困難な事案に対する『緊急対応チーム』による支援」です。教育委員会事務局に「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所と

連携して、学校訪問や専門家を活用した支援を行い、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。2年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は50件であり、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数も33件でした。

右側を御覧ください。

「③ 児童一人一人を多面的に捉えるための組織体制の整備」です。一部教科分担任の導入より、学級担任同士が日常的にほかの学級の児童と関わり、学級担任だけでは気付きにくい変化に気付くことができたり、初期での対応が充実したりするといった効果が現れています。

最後に「着実な取組に向けて」、これまで力を入れてきた活動の経過を報告します。

まずは、「いじめ防止啓発月間スタートイベント」の開催です。横浜市いじめ問題対策連絡協議会での協議を経て、12月に横浜市役所の1階アトリウムにおきまして、「いじめ防止に向けた提言」を発信するとともに、それを踏まえたパネルディスカッションを行いました。

次に、「人的配置の推移」として、「児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充」を進めてきました。平成29年度の40校配置から始まり、毎年着実に増やし、令和3年度は240校まで配置できました。

なお、具体的な児童支援専任教諭のもたらす効果や役割については右の枠内に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

最後は、「スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充」です。29年度から23人で始まり、3年度は定期的に中学校ブロックを巡回して支援する巡回型として61人体制で運用しており、福祉的な側面から児童生徒を捉え、各区役所などとの連携が進んできています。

説明は以上でございます。引き続き、教育委員会事務局は、区役所や関係各局とも連携して再発防止に取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

大変な案件であり、やはり常に緊張を強いられて、一時も気を緩めてはいけないテーマだろうと思います。

その中で、総数5,567件と件数が出ておりますがこれは総数であって、例えば、ハインリッヒの法則ではありませんけれども、ヒヤリ・ハットなのか、軽微なのか、それが重大な一つの事故につながってしまったのか、そのような分析みたいなものはありますでしょうか。

例えば、重大案件が減ったのか、それとも軽微なものが減ったのかという、この数字は総数であり分からないので、その内容についてもし分かれば教えていただきたいと思います。

宮生人権教育・児童生徒課長

いじめ認知件数が5,567件ということですが、まず、このいじめの定義からしますと、本当に軽微なものから幅広くいじめを認知していくという、まずそういうことが学校現場で行われているということで、本当にその日のうちに解決をするものから、しっかり調べていじめ防止対策委員会で調査しながら進めていく、そして、その中でも重大事態に発展してしまったケースについては、先ほど御報告で4件調査結果を公表させていただいたとありましたが、専門家によって丁寧に分析されております。そこで再発防止策として、昨年度で言えば年間2

回、学校でその再発防止策を基に研修をしているということになります。以上です。

四王天委員 なるべく重大案件まで発展しないで、その前に解決できれば良いかと思ひまして、引き続きよろしくお願ひいたします。

鯉淵教育長 ほかにございませぬか。

中上委員 いじめの重大事態の再発防止策については、横浜市も非常に再発防止に熱心に取り組んでこられて、また、現場の先生たちも非常に再発防止策に取り組んでおられるということはお聞きしていますので、引き続き、風化しないように、こういう報告の中でまた新しい視点を見つけていかなければいけないのですが、最近の動きとしては、改正少年法が参議院本会議を通過し、成立しました。確かに、被害者の人権を最優先すべき、寄り添って支援していかなければいけないのですが、一方では、加害者の方の将来の問題もある。ただ、いろいろ意見の分かれるところですけども、更生ということ、あと、再発、また犯罪を重ねるといいですか、そういうことで刑務所に行った方が良いのか、少年院に行った方が良いかと、これは意見が非常に分かれるところなのですが、確かに刑務所に行くと、悪いこともしっかり覚えてきますので、また、そのデメリットもある。私も中区にいて、保護司の方とお話を伺う機会があったわけですけども、なかなか手いっばいで非常に御苦勞があるようです。中区もいろいろ反社会的な団体がいっぱいあるところで、子どもたちを救うために、その事務所まで行って、やはりそこに戻らない、悪い方に行かないようにしたり、苦勞を民間の方もしているわけです。少年法の改正において、まだなかなか難しい問題だと思うのですが、何か今後の方針に生かすような、再発防止に生かすような議論というものは、研究はされていますか。

宮生人権教育・児童生徒課長 いじめ重大事態の再発防止策としては、改正少年法に関する検討というのはしてはいるのですが、もしいじめが犯罪として捉えられ、また、警察の方の協力を得るといふときは、当然少年法に関わる場面が出てくると思ひますので、そのようにならないように、その前の段階で止めていくということが教育の役割として重要だと感じております。

前田人権健康教育部長 補足をさせていただきますと、お話しいただいた少年法の改正の方も確認をしておりますけれども、やはり、教育の営みの中でいじめをしっかりと防止していくということはとても重要かと思ひていますし、加えて、様々な関係機関と適切に連携をしていく、これは警察や、児童相談所、区役所ですとか、そういった機関との連携はとても重要かと思ひています、その辺りで、少年法の改正も含めて、今後も検討していきたいと思ひているところでございませぬ。

中上委員 よろしくお願ひします。

木村委員 この2年度の取組状況、大変しっかりやられているという気がします。いじめ問題は、原因が複雑ですから、多面的、多角的にいろいろ取り組まれて、特に、学校現場だけではできないものを、どう外につなぐか、ソーシャルワーカーであったり、専門家、これは本当にこれから重要になってくると思ひています。その中でも、学校現場でしっかりと取り組まなければいけない。そこで僕は一番

お聞きしたいのは、教職員研修、管理職の研修も含めて、こういった内容の研修が行われているのかというのは、一つお聞きしたいと思っています。

あともう一つ、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」とありますけれども、ここで捉えている「社会的スキル」というのはどういうことを意味しているのかというところを2点教えてください。

宮生人権教育・児童生徒課長

一つ目の学校での研修、どのような研修かということですが、まず、校長の研修としては、学校いじめ防止対策委員会がまず着実に実施されるということ、これは法に基づいて様々な組織的な取組ということが示されていますので、それを自身の学校に落とし込んで、どう具体的に進めていくかということ、そういった基本的なことから、やはり組織のリーダーとして何をすべきかということ、それから、最近では教職員がやはり最初にいじめをキャッチしたときに、どうやって、まず当該の児童、保護者にしっかり寄り添っていくかという、そういう視点の研修もしっかり入れております。どうしても対応を、先に学校が早くしよう、早くしようとしてしまうために、その当該の気持ちをしっかり受け止められないという報告を重大事態の調査結果から受けていますので、そういったところを重点的に研修に入れております。

具体的な場面としては、専任教諭の研修は月に1回必ず集まってやっているということと、それから区代表とあって、専任教諭の各区の代表が集まっているところで、さらに今起きていることに対して具体的にどういう手立てを取ったら良いかをそこで研修をしております。

前田人権健康教育部長

今、人権教育・児童生徒課長の宮生が話をしたとおり、学校では組織の要である校長はもちろんのこと、いじめ対策の中ではやはり専任教諭はとても重要であり、また、加えて、対策委員会に加わっているメンバーたち、こういった方々に、特に昨年度は、重大事態の公表案件についてしっかりと校長を中心に確認し、自校の対策についてももう一回見直しましょうといった取組をさせていただきました。

また、重層的なことはお話ししたとおりですが、内容としては再発防止の骨子の中で言われている、例えば組織的な対応だとか、それから、深い児童生徒理解だとか、保護者とのパートナーシップだとか、そういった辺りが非常に重要かと思っていますので、これは毎年確認をしながら研修を進めているところでございます。以上です。

宮生人権教育・児童生徒課長

では、もう一つの質問ですが、やはり「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の「社会的スキル」という部分は、これはまず自分づくりスキル、仲間づくりスキルと分かれていて、全部を具体的には申し上げられないのですが、例えば、子どもが相手をしっかり受け止めるためのスキル、寛容性のスキルであったり、又は、はっきり断るという場面であったら自分の意思をしっかりと伝えるというスキルであったり、様々な項目ごとにそのスキルの達成状況を見ていく「Y-P アセスメント」というものがありますので、そういったスキルを理解し、アセスメントしながら次のプログラムにつなげていく、これが子どもの「社会的スキル」に当たります。

木村委員

ありがとうございました。しっかりいろいろ考えてやられているのだと思います。しかし、基本的にはいろいろ学んだ知識を、ケーススタディ的にそれは良いところでも、悪いところでも、どう現場で使えるかが問題です。なおかつ、それ

を自分たちの学校、今の現象にどう落とし込むかというような知識から、使うための知恵にどう変化するかということがやはり管理職、あるいは教員に求められていることだと思いますので、ぜひ具体的などころを入れていただきたいと思います。

あともう一つは、やはり学校マネジメントとかクラスマネジメントの中で一番重要だと思うのは、ヒューマンスキルのなところもありますから、頭でっかちにならないように、心をどうケアするかとかも含めてやっていただければと思います。大変なことですけども、これは大事ですので、よろしく願います。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

森委員

御報告ありがとうございます。今、御報告を聞いていて、大きく二つに分かれていると思って聞いていました。一つは、コミュニケーションの質とかタイミング、量についての話と、もう一つは児童が学校の中だったり、外だったり、居場所だと感じられる人とか、その場とどうつながれるかという、その二つなのだろうとお聞きして思いました。

一つ目の方のコミュニケーションの質とタイミングにつきましては、この報告を拝見していると、いかにスクールソーシャルワーカーだったり、指導主事の先生だったりとか、いろいろな人が関われるかということの強化をしたということだと思います。

タイミングについても、「チーム・マネージャー」も作って、いかにチームで適切なタイミングで関われるかということを考えてきたということだと思いますが、一番課題と思った量の部分で、子ども同士がコミュニケーションを取る時間、学校の中とか放課後も含めて、コロナ禍ということもあり減っている。

あとは、先生と子どもが、先生の忙しさもあって十分に時間を取れていない。新型コロナウイルス感染症の対応もあって取れないという要因が増えてしまっているという、このコミュニケーションの量をどう確保するかということが、今、より課題になってきてしまっているかなと感じています。

そうしたときに、一番最後に「人的配置の推移」とありますけれども、非常勤職員の常勤化ですとか、人を純粹に増やしていくということ、35人学級の話も出ていますが、そういったことに加えて、量において何ができるかということが、もし何か今お考えがあればお聞きしたいとも思いますし、どんな工夫が、反対に今なされているものがあるかということがあれば、ぜひ知りたいと思った次第です。

あと、二つ目の子どもたちの居場所を中と外にどう作っていくかというところが今不足していると感じていまして、特に中に居場所を感じられない場合、外と言ったら、学校の外の人と子どもたちがつながるとい、このいじめ防止に向けた提言にある「空間を提供しよう」とありますけれども、子ども自身がどうそこにつながっていくかということは、子どもだけの力では非常に難しいので、いかにいろいろな団体と先生自身がつながるか、学校がつながるかということより促進しなければいけないと思いますので、その協働の部分はぜひ今後さらに強めていただければと思います。

鯉淵教育長

御意見ということで良いですか。

森委員

そうですね。私も答えを持っているわけではなくて、反対に大塚委員などもそこから辺は学校現場で見えらっしゃる部分もあって、御意見もあるかもしれませ

んが、量の確保ということをどのようにやっていけるのだろうかということが気になります。

大塚委員

素晴らしいお話だと思って今伺っていました。量の確保というところは、やはり、いかに日々行われている授業の質を高めるか、そこに集約されていくのではないかと思います。また、授業の中で子どもたちの学び合い、それから、協働した学習活動、そういった中のコミュニケーションを実はその授業を行っている教師が意図的、計画的にどのようにコミュニケーション能力を高めていくかというところは、やはり学校の組織力とそれから1人の教師の授業力、その授業力を高める学校の研究体制、そういったものにどんどん関わっていくと思うのですけれども、やはり量をこのコロナ禍で授業を通してどう増やしていくかということ、各学校が本当に重要視して取り組んでいらっしゃる場所ではないかと思えます。

前田人権健康  
教育部長

ありがとうございます。本当に私たちも悩んでいまして、子どもたちの育ちや、学びはやはり関係性の中で育まれていきますので、このコロナ禍でどうやってその関係性を作りながら子どもたちが健全に育っていくように支援をしていくかという辺りは大きな課題だと思っています。

一方で、リアルな対面的な関わりという辺りをどうやって作っていくかを私たちはポイントとしていまして、なかなか難しいことではあるのですが、身体的な距離は取らなければいけないのだけれども、心理的に近づける、そういったこと、例えばソーシャルスキル等を含めて学校に対して様々に関わっているところがございますので、その一つの例を人権教育・児童生徒課長の宮生から申し上げます。

宮生人権教育・児童生徒  
課長

学校では、日々いろいろな工夫をしていることとは思うのですが、少し聞いた話でありますけれども、まずはマスクを着けていてもアイコンタクトで意思を伝え合えるという、そういうグループワークであったり、又は最近インターネット社会ということで、インターネットを使うことが多くなってきています。そこで、長い糸の紐を用意して、その紐を何人かでネットワークを実際に作って引っ張ると全部の人に伝わるとか、こういうことがインターネットでは起きているんだとか、そういうことを感じ取ったりするプログラムや、または社会的スキルプログラムの感想のところにもありますように、心をほぐすという、そういう場面です。少し離れていても順番に自分の気持ちを伝えていこうという、そういうプログラムを構成的にやっていく。こういったプログラムをいくつか再編しております、今も使えるようにしています。

学校は日々工夫し、いろいろなやり方でコミュニケーションの量を確保しようとしています。

森委員

恐らく、今、大塚委員もおっしゃった授業の中でそういった工夫を取り入れながらやるということは、より一層大事になっているということなのだと思います。ありがとうございます。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

大塚委員

少し補足と、自分の意見と両方あるのですが、今、本当に新型コロナウイルス感染症の中で様々な行事が延期になったり中止になったりしています。行事と一

言で言ってしまうと、何かどこかへ行くとか、何かをするとか、でも、本当は当日に至るまでのプロセスの中で、子どもたちは自分の思いや願いを抱いて、その思いや願いに向けて本当にコミュニケーションを重ねながら、いかに自分たちの手でその行事を作り上げていくかというところを本当に学校は大事にしながら作っていく。そして、その当日がいよいよ近づいたというときに、「はい、延期です。」と、そういった状況になっています。でも、学校は本当に一人ひとりの子どもたちの思いをできるだけ大事にしている状況がすごく今感じられていて、単に延期ではなくて、いかに今盛り上がっている子どもの思いを別の形で、一泊でなければ日帰りとか、2日に分けてとか、その思いを達成できるようにしています。やはりコミュニケーション能力を、達成感の中でどんどん子どもたちが高めていけるものというのは、すごく私も実感してきているところなので、そういった御苦労が学校現場におありなのだろうと思いますが、そういった意味の量とか質の高まりというものは大事にされていると思います。

意見の方なのですが、教育委員会の8項目34の取り組みの御報告をいただきまして、ありがとうございます。自分が現場のときに、いじめ防止基本方針を各学校が独自に作って、それをホームページに公開するよというということで、PTAの御意見を頂き、それから地域の皆さま方からも御意見を頂き、そして、学校教職員で練り上げ、なおかつ、そこに児童会とか子どもたちの思いを汲み入れて、いじめ防止の基本方針というものを作り上げたのですけれども、今、御報告いただいた数字の5,567件、きっとこれに関わる子どもたちの数はもっとすごく多いと思います。被害を受けた子も、やがて加害者になってしまい、今度は被害に遭っている、様々な子どもの苦しみというものが、この数字から受け止められます。それを認知できる教職員の人権感覚とか人権意識というものを、やはりこれからも本当に磨き上げていかないと、本当に一人で苦しんでいる子の思いを誰が感じ、誰がそこに向き合うのか、その誰というのは、教職員一人ひとりになっていくので、その一人ひとりの力というものをいかに高めるか。

そういった意味で、いじめ防止基本方針というものを各学校が作り上げています。ただ、それがお題目にならないということはすごく大事で、あれは私がいたときですから、もう7、8年、もっと経つかも知れません。各学校が作り上げた基本方針、その方針をきちんと再検討するとか、やることはたくさんおありなので、やることを増やすというのは心苦しいのですが、今、いじめが起きたとき保護者はホームページを見ると思うのです。うちの学校の基本方針はどんなのかしらと見ていったときについて、ああ、初めて知ったとか、ではなく、恐らく学校説明会とか様々なところで発信をされていらっしゃると思うのですが、今一度、指導主事の学校支援の部分で、各学校の基本方針の強みとか弱みを支援という形で学校が見直すきっかけになるような御提案というものを学校訪問の時にしていただけたら、学校の方もありがたいです。そして、改めて保護者、それから地域、学校、教職員、子どもたちが共通理解を図って行動の指針になるような、そういう学校の基本方針になってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

ほかに特に御意見がなければ、議事日程に従いまして、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開についてお諮りします。

教委第7号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」、教委第8号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第7号議案、教委第8号議案は非公開といたします。  
議事日程に従い、教委第6号議案「学校規模適正化等について」、所管課から御説明いたします。

君和田施設部長

施設部長の君和田でございます。よろしくお願いたします。  
教委第6号議案「学校規模適正化等について」、御説明させていただきます。  
こちらにつきましては、「横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、上白根中学校と旭北中学校の学校統合を実施する」ものでございます。  
資料2ページを御覧いただけますでしょうか。  
「提案理由」でございますけれども、「令和3年3月23日付けの横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、上白根中学校の学校規模適正化等を図るため、上白根中学校と旭北中学校の学校統合の実施について提案」させていただくものでございます。詳細につきましては、学校計画課長の高梨より説明させていただきます。

高梨学校計画課長

学校計画課長の高梨でございます。よろしくお願いたします。  
それでは、説明資料に基づき御説明させていただきたいと思っております。  
3ページの「『旭北中学校・上白根中学校』通学区域と学校規模適正化等について」の資料を御覧ください。  
「1 趣旨」でございます。旭区の上白根中学校は、現在、一般学級数が4学級となっております。今後も小規模校の状態が継続していく見込みでございます。そのため、平成31年1月、上白根中学校の学校規模適正化等について、横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問を行い、その後、保護者、地域等の代表者からなる旭北中学校・上白根中学校通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置し、諸課題の調査審議を行ってきました。  
このたび、横浜市学校規模適正化等検討委員会から教育委員会への答申を踏まえ、令和5年4月に旭北中学校と上白根中学校を統合したいと考えております。  
「(1) 検討経過」でございます。一番上ですが、平成31年1月30日に横浜市学校規模適正化等検討委員会で「教育委員会より諮問を受け、検討部会を設置することが決定」いたしました。その下の行、令和元年10月29日に第1回検討部会を開催いたしました。  
その後、7回の検討部会を開催したのですが、3行下の令和2年7月16日第4回検討部会では、「令和5年4月に学校統合をすることを決定」いたしました。  
2行下の10月29日、第6回検討部会では、「統合校の使用校舎は旭北中学校とすることを決定」いたしました。また、「統合校の通学区域は旭北中学校と上白根中学校の通学区域を合わせた区域とすることを決定」いたしました。  
また、「緑区の三保町の一部に設定されている特別調整通学区域は、統合校を受入校として引き続き設定することを決定」いたしました。  
その下の行、12月23日第7回検討部会では、「統合校の学校名は『上白根北中学校』とすることを決定」いたしました。また「意見書を決定」いたしました。  
その下の行ですが、令和3年3月23日、横浜市学校規模適正化等検討委員会で、検討部会から提出された意見書のとおり答申することが決定したという形になっております。  
続いて、下の「(2) 委員名簿」でございます。部会長には上白根連合自治会

会長の中野保弘氏、副会長には旭北地区連合自治会の会長の渋谷八郎氏になっていただいて、あと、地域、保護者、学校の代表から全19名でこの部会について御議論いただいたという経緯がございます。

おめくりいただいて4ページを御覧ください。

「(3) 通学区域図」でございます。こちら旭区の北の方にある地域でございます。ちょうど緑区との区境、ズーラシアとか四季の森公園がある辺りの地域でございます。左上が上白根中学校の学校がある部分でございます。右下の部分が旭北中学校の学校がある通学区域でございます。こちらの方、緑で塗られている部分が今回新しく統合校として通学区域になる区域でございます。ちょうど真ん中辺の現旭北中学校がある学校について、統合校の使用校として使用するものでございます。

次に、「(4) 統合校の推計」でございます。こちら両中学校の児童生徒数の推移を示したものでございます。令和2年5月1日現在で、上白根中学校につきましては112人の5学級、旭北中学校につきましては458人の13学級となっております。令和5年4月1日に統合した際には、一番下の行にございます569人15学級の予定になると見込んでおります。

続いて「2 答申書について」ですが、参考として5ページに3月23日に提出された横浜市学校規模適正化等検討委員会から横浜市教育委員会の方に提出された答申をつけさせていただいております。

1枚めくっていただいて7ページです。こちらの方は、地域の方々からなる検討部会で検討していただいて、まとめていただいた意見書を適正化等検討委員会の方に提出していただいたものでございます。こちらの方は参考で付けさせていただきました。この意見書に基づき、今後、教育委員会としても学校統合に向けた手続きとか準備を進めていきたいという形で思っています。

4ページにお戻りいただければと思います。

「3 今後の予定」ですが、横浜市立学校の統合を実施するに当たり、横浜市立学校条例を改正する必要があります。そのため別途、「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」を教育委員会で今後審議していただき、承認されましたら、横浜市会に「横浜市立学校条例の一部改正をする条例」の議案を提出したいという形で考えております。御説明については以上でございます。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。第7回の検討部会の記録がホームページにありましたので読ませていただきました。その中で、今お話の中にあつた8ページの「2 その他の事項」の「(8) 通学安全対策について最大限の配慮を得られるよう、関係機関との調整をお願いします」という部分なのですが、ちょうどこの地図でいうと真ん中の辺りに中原街道が通っていて、その交通量が非常に多くて、四季の森小学校の保護者の方の御意見の中で、やはりここを横断するのが非常に心配だということで御意見が出ていたのですが、それに関して何か方向性とか、何かありましたら少しお伺いしたいと思います。

高梨学校計画課長

ありがとうございます。4ページの「(3) 通学区域図」を御覧いただければと思いますが、先ほど申し上げました上白根中学校と旭北中学校の通学区域の境のところはちょうど中原街道と大きな道でございますので、その部分での通学安全面については、やはり部会の中で保護者の方々から御意見を頂戴したというところで、今回、意見書の中にも、そちらに関しては十分配慮をしてほしいとい

うことで意見書を頂いたという形になります。

今後、学校や地域、保護者の方々と話しながら、教育委員会の方で警察等に働きかけられることはどういったことがあるかというのは、皆さまと御相談しながら働きかけたり、あと、区役所の方もこちらの部会の方に事務局で入っておりますので、土木事務所への働きかけとか、そういったものも併せて行ってきたいという形では思っております。

大塚委員

ありがとうございます。部会の記録には歩道橋という言葉が出ておりました。それ一つ設置できるかどうかというのも非常に険しい道のりがあると思います。ただ、本当に通学路での事故等が分かっているというか、見えている状況の中で、それをいかに保護者や子どもたちが安心できるような方向に持っていかということ、きっと様々な御苦勞がおありだと思いますが、これからも関係機関との連携を図っていただいて、できるだけ安全確保をお願いしたいと思います。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

特に御意見がなければ、教委第6号議案については原案のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議は終了いたしました。

事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長

事務局から御報告させていただきます。

まず、要望書に関してですけれども、5月25日に1団体から教科書採択に関する要望書が1件提出されました。こちらにつきましては、事務局で対応調整の上、教育委員会で審議が必要な場合には、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆さまには、内容の御確認をよろしくお願ひいたします。

次に、会議の日程ですけれども、次回の教育委員会定例会は、6月11日金曜日の午前10時から開催する予定となっております。

また、次回の教育委員会臨時会につきましては、6月24日木曜日の午前10時から開催する予定となっております。

報告は以上でございます。

鯉淵教育長

皆さま、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、6月11日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、6月24日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願ひます。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第7号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第8号議案「教職員の人事について」  
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時33分]